

半田市週休２日工事実施要領（土木工事編）

（目的）

第１条 本要領は、地域の守り手である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けて、半田市が取り組む土木工事の週休２日工事について、必要な事項を定め、適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条 本要領における用語は次のとおり定義する。

（１） 休工

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、１日を通して現場や現場事務所が閉所された状態

（２） 工事完了日

完了届提出日

（３） 祝日

国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

（４） 土木工事

（５）から（９）に示す工事以外の工事

（５） 港湾・漁港工事

愛知県積算基準及び歩掛表【港湾・漁港・海岸編】を適用する工事

（６） 空港土木工事

空港請負工事積算基準（国土交通省航空局）を適用する工事

（７） 農地工事

土地改良事業等請負工事積算基準を適用する工事

（８） 林務工事

森林整備保全事業設計積算要領を適用する工事

（９） 建築工事

公共建築工事費積算基準を適用する工事

（対象工事）

第３条 半田市が発注する工事で、令和７年４月１日以降に契約する工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く。

（１） 著しく施工期間が短い工事（施工必要日数が５日以内の工事）

（２） 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事

（３） 緊急の応急復旧工事

- (4) その他発注者が週休2日工事に適さないと判断した工事
- (5) 港湾・漁港工事、空港土木工事、農地工事、林務工事、建築工事
(形式)

第4条 形式は、次のとおりとする。また、達成状況の評価方法については、(参考1)及び(参考2)によることとする。

(1) 月単位の週休2日(参考1)

月単位の週休2日とは、対象期間(第5条)内のすべての月ごとにおいて休工率(休工日数/対象期間日数)が28.5%(4週8休)以上であることをいう。

(2) 通期の週休2日(参考2)

週休2日とは、対象期間(第5条)内において休工率(休工日数/対象期間日数)が28.5%(4週8休)以上であることをいう。

(対象期間)

第5条 対象期間は契約締結日の翌日(フレックス工期を適用する場合は工事の始期)から工事完了日までのうち、以下の非対象期間を除いた期間とする。

- (1) 準備期間(契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。)
- (2) 後片付け期間(施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間)
- (3) 夏季休暇(3日間)
- (4) 年末年始休暇(6日間)
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者が対象外とする作業を実施する期間(施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間)
(週休2日の取得に要する費用の計上)

第6条 積算における補正係数は次のとおりとする。

- (1) 発注者は当初設計にて、補正係数表の「月単位の週休2日」の補正係数を適用する。
- (2) 「月単位の週休2日」が達成できない場合、休工状況に応じて以下の補正係数に変更する。

補正係数表

休工状況の 適用区分	月単位の週休2日 (4週8休以上) ※	通期の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日 未満 (補正なし)
労務費	1.04	1.02	1.00

機械経費(賃料)	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.03	1.02	1.00
現場管理費率	1.05	1.03	1.00

※当初設計時適用補正係数

- (3) 現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務については、補正の対象としない。
- (4) 土木工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙1による。
- (5) 土木工事標準単価の補正対象及び補正係数は別紙2による。
- (6) 下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙3による。

(取組内容)

第7条 取組内容は、次のとおりとする。

(1) 発注者は、特記仕様書の「施工条件の明示」において、以下のことを明示する。

ア 本要領の対象工事であるか否か

イ 対象工事の場合で、第5条(7)に該当する週休2日の対象外の作業を設定する場合はその内容

- (2) 本要領の対象工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記する。
- (3) 対象工事の受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、休工予定日及び非対象期間が分かる休工取得計画表を添付し提出する。
- (4) 対象工事の受注者は、毎月5日までに工事打合簿により実施結果（休工日及び非対象期間を明示）を提出するものとし、監督職員はこれを確認する。
- (5) 受注者は月単位の週休2日又は通期の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。
- (6) 発注者が週休2日工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力するものとする。
- (7) 対象工事の受注者は、通期の週休2日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

(工事成績評定)

第8条 工事成績評定については、次のとおりとする。

- (1) 月単位の週休2日が達成された場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献等」において評価する。

- (2) 提出された工程表や施工計画書が週休２日の取得を前提にしていないなど、明らかに受注者に週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「７．法令遵守等 ９．その他」の項目において、２点減点する。

（取組証の発行）

第９条 前条の規定により工事成績評定において評価した場合で、受注者が希望する場合は、監督職員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して「週休２日工事取組証」（様式１）を発行するものとする。ただし、最終契約金額が１千万円未満の工事については、工事成績評定において評価した場合でも取組証は発行しない。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

(参考1) 月単位の週休2日工事

対象期間の開始日に関わらず暦上の月を1月とし、すべての月ごとにおいて休工率 28.5%以上取得した場合、達成とする。ただし、暦上の土曜日・日曜日・祝日の休工では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日・祝日の合計日数以上の休工を行っている場合に、28.5%を達成しているものとみなす。(※1)

日	月	火	水	木	金	土
						●月1日
●月2日	●月3日	●月4日	●月5日	●月6日	●月7日	●月8日
●月9日	●月10日 施工 開始日	●月11日	●月12日	●月13日	●月14日	●月15日
●月16日 休工	●月17日	●月18日	●月19日	●月20日	●月21日	●月22日
●月23日 休工	●月24日	●月25日	●月26日	●月27日	●月28日	●月29日
●月30日 休工	○月1日	○月2日	○月3日	○月4日	○月5日	○月6日
○月7日 休工	○月8日	○月9日	○月10日	○月11日	○月12日	○月13日
○月14日 休工	○月15日	○月16日	○月17日	○月18日	○月19日	○月20日
○月21日 休工	○月22日	○月23日	○月24日	○月25日	○月26日	○月27日
○月28日 休工	○月29日	○月30日	△月1日	△月2日	△月3日	△月4日
					施工 完了日	

⇒評価対象外

1月目 (●月10日～●月30日)
→6 休工日/対象期間 18 日 = $33.3\% \geq 28.5\%$
4週8休 (28.5%以上) 休工 → **達成**

非対象期間としてカウント

2月目 (○月1日～○月30日)
→8 休工日/対象期間 30 日 = $26.6\% \leq 28.5\%$
対象期間内の土日祝日は8日 = 8 休工日 → **達成**
※1 土曜日・日曜日・祝日の合計日数以上の休工を行っているため達成とする。

3月目 (△月1日～△月3日)
→0 休工日/対象期間 3 日 = $0\% \leq 28.5\%$
対象期間内の土日祝日は0日 = 0 休工日 → **達成**
※1 土曜日・日曜日・祝日の合計日数以上の休工を行っているため達成とする。

このケースの場合月単位での週休2日＝達成
(すべての月で達成しているため)

(参考2) 通期の週休2日工事

(□：工事実施日)

(□：工事実施日)							休工率		
日	月	火	水	木	金	土	日数	休工日数	備 考
準備期間←			対象期間 開始日 □	□	□	休工	4	1	
休工	□	□	振替休工	□	□	□	7	2	
□	□	□	□	□	□	休工	1	1	発注者が対象外と明示した期間は非対象期間とする。
休工	□	祝日 休工	□	夏季休暇（3日間）			4	2	夏季休暇は非対象期間とする。
□	□	□	□	□	□	休工	7	1	
休工	□	振替休工	□	祝日 休工	□	休工	7	4	
休工	□	□	□	□	雨天休工	□	7	2	雨天による振替休工は休工と認める。
休工	□	□	□	□	□	□	7	1	
休工	□	□	□	□	□	休工	7	2	
休工	□	□	□	対象期間 終了日 □	→後片付け期間		5	1	
休工率							56	17	休工率＝30.3％※1（17日/56日）
休工率＝30.3％ ≧ 28.5％ 通期の週休2日達成									

※1 小数第2位切り捨て

名称	区分	補正係数	
		通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01

名称	区分	補正係数	
		通期	月単位
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型 FRP シート 設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発 目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置 工		1.02	1.03

下水道用設計標準歩掛における市場単価

別紙 3

名称	規格・仕様	補正係数	
		通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04
砂基礎工	機械施工	1.02	1.04
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.04
碎石基礎工	機械施工	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02

様式 1 (第 9 条関係)

年 月 日

週休 2 日工事取組証

名 称

代表者 (契約の相手方) 様

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
契約締結年月日	年 月 日
最 終 契 約 金 額 ※1	金 円
工 期	着手 年 月 日
	完了 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
引 渡 し 年 月 日 ※2	年 月 日
本 工 事 の 業 種 ※3	
週休 2 日の形式	月単位の週休 2 日工事

※1 最終契約金額 1 千万円未満の工事は取組証発行対象外

※2 検査結果通知書に記載の検査年月日を記載

※3 (例) 土木工事業の場合は P C 工事を含むため、「土木工事業 (P C 工事除く)」と記載

(例) P C 上部工事の場合は「プレストレスコンクリート工事」と記載

半田市長

印